## 鳥取県外国人活躍促進企業支援補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出

(事業実施前に提出)



○交付申請は電子申請可、提出先まで郵送又は持参によりご提出ください。

## 2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則30日以内)

- ※ 事業着手は交付決定後に行ってください。 (交付決定通知前の支出、実施事業は補助対象外です。)
- ※ 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業完了

(事業実施年度の2月末日まで)



- 4. 実績報告書提出(完了・廃止・中止から20日以内又は事業年度の3月10日まで)
- ○実績報告は電子申請か、書類提出先までメール、郵送又は持参によりご提出ください。
  - ◎補助金の支払い
  - ※提出書類
  - •報告書
  - ・収支決算書、支出証拠書類(全ての支出に領収書等が必要です。)
  - ・振込依頼書(債権者登録口座への支払を希望する場合は提出不要です。)

## 書類提出・問合わせ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課 障がい者・外国人就労支援室 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎7階)

TEL: 0857-26-7699 FAX: 0857-26-8169 E-mail: koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp